

知っていますか？

障害に関するマーク

障害者のための国際シンボルマーク



障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車いすを利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。

問：公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 TEL：03-5273-0601 FAX：03-5273-1523

身体障害者標識（身体障害者マーク）



肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は道路交通法の規定により罰せられます。

問：警察庁 TEL：03-3581-0141(代)

ハート・プラスマーク



「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱、直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障がい者がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障がい者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。

このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮についてご理解、ご協力をお願いいたします。

問：特定非営利活動法人ハート・プラスの会 TEL：080-4824-9928

聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）



聴覚障がいであることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

問：警察庁 TEL：03-3581-0141(代)

耳マーク



聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表するマークでもあります。聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮についてご協力をお願いいたします。

問：一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL：03-3225-5600 FAX：03-3354-0046

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」では、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設では、身体障がいのある方が身体障害者補助犬を同伴することを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障がい者差別に当たります。

補助犬はペットではありません。体の不自由な方の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛星面でもきちんと管理されています。

補助犬を同伴していても障がい者の方への援助が必要な場合があります。障がいのある方が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いいたします。

問：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室 TEL：03-5253-1111(代) FAX：03-3503-1237

障がいへの理解を深め、みんなが暮らしやすい沖縄市を目指して

「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク（社会福祉法人日本盲人会連合推奨マーク）



白杖を頭上 50cm 程度に掲げて SOS のシグナルを示している視覚に障がいのある方見かけたら進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

白杖による SOS のシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。

駅のホームや路上などで視覚に障がいのある方が危険に遭遇しそうな場合は、白杖により SOS のシグナルを示していなくても、声をかけてサポートしてください。

問：岐阜市福祉事務所障がい福祉課 TEL：058-214-2138 FAX：058-265-7613

障害者雇用支援マーク※



公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がい者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。

障がい者の社会参加を理念に、障がい者雇用を促進している企業や障がい者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。

そういった企業がどこにあるのか、障がい者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障がい者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。

障害者雇用支援マークが企業側と障がい者の橋渡しになればと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

問：公益財団法人 ソーシャルサービス協会 ITセンター TEL：052-218-2154 FAX：052-218-2155

ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いいたします。

問：東京都福祉局障害者施設推進部 企画課社会参加推進担当 TEL：03-5320-4147

オストメイトマーク



人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解、ご協力をお願いいたします。

問：公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団

TEL：03-5844-6265 FAX：03-5844-6294

沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備要綱適合マーク※



このマークは、すべての市民が利用しやすい都市環境がまち全体に広がることで、人々が活気づき自由に歩く明朗な姿と、車いすの車輪が路面を円滑に進む様子を表しています。

適合マークが提示されている施設は、沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備要綱の整備基準に適合している判断された施設です。

問：建設部 建築指導課 TEL：098-939-1212 内線：2654

内閣府のホームページを参照しています。（※を除く。）

「障害を理由とした差別」を
なくす法律です

障害者差別解消法

障害者差別解消法は、国や市町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者での「障害を理由とする差別」をなくし、すべての人が障害のあるなしにかかわらず、おたがいに人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会をつくるための法律です。

障害を理由とした差別には、

障害のある人への「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」があります。

不当な 差別的取扱い

正当な理由がないのに、障害があるということでサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障害のない人にはつけないような条件をつけたりすることです。



合意的配慮の 不提供

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があつたにもかかわらず、「社会的障壁」を取り除く合理的配慮をしないことです。



こんなことで困ったことはありませんか？

※相談窓口については P15 をご覧ください。

- ▶ レストランなどの飲食店に入ろうとしたら、車いすを利用していることを理由に断られた。
- ▶ アパートやマンションを借りようとして、障害があることを伝え、そのことを理由に貸してくれなかった。
- ▶ 災害時の緊急避難所で、聴覚障害があることを管理者に伝え、必要な情報提供は音声でしか行われなかった。
- ▶ スポーツクラブやカルチャーセンターなどに入会しようとして、障害があることを伝え、そのことを理由に断られた。

障害がある人もない人も 共に暮らしやすい 社会づくり条例 《共生社会条例》

沖縄県では、「障がいがある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」(共生社会条例)において、障がいのある人もない人もすべての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会(インクルーシブ社会)の実現を目指しています。

条例の全文は沖縄県のホームページで確認できます。

共生社会条例

検索

まずは各市町村の担当窓口にご相談ください

Q

**障害者
虐待防止法**
ってどんな法律?

障害者の当たり前の生活を守る法律です

障害者虐待防止法は、正式名称を「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」と言います。虐待によって障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。障がい者が安心して生活し、社会参加できるように、私たち一人一人が虐待の防止に取り組みをしましょう。

①身体的虐待

例えば

- ▶ 殴る、蹴る、やけどをさせる
- ▶ 身体を縛り、行動を制限する、羽交い締めにする
- ▶ 過剰投薬など

サイン

- ・体にアザや傷、やけどの跡がある
- ・手を上げるなど身をかばうような動作をする
- ・おびえた表情をする、急に泣き出す



②性的虐待

例えば

- ▶ 性的行為を強要する、性的暴力、胸や性器を触る
- ▶ わいせつな言葉を言う、キスをする、裸にする
- ▶ 性器や性行為を見せる、ポルノ雑誌や映像を見せる
※同性同士も含まれます

サイン

- ・肛門や性器から出血が見られる
- ・性器の痛みやかゆみを訴える
- ・歩き方が不自然になる。ずっと座ってられない
- ・周囲の人の身体を触るようになる



③心理的虐待

例えば

- ▶ ののしる、怒鳴る
- ▶ 子ども扱いする
- ▶ 無視する

サイン

- ・わめく、泣くなどパニック症状を起こす
- ・睡眠が不規則になる、夢にうなされる
- ・表情が無くなる、無力感、なげやりになる
- ・過食や拒食が見られる



④放棄・放任（ネグレクト）

例えば

- ▶ 必要なサービスや医療を受けさせない
- ▶ 十分な食事を与えない
- ▶ いつも同じ服を着ている、入浴をさせない
- ▶ 部屋にゴミが散らかっている

サイン

- ・病気やけがをしても病院に連れて行かない
- ・極端な体重の減少がみられる、空腹を訴える
- ・身体から異臭がする
- ・髪や爪が汚れている



⑤経済的虐待

例えば

- ▶ 年金や賃金が本人のために使われてない。
これらのお金がどのように管理されているか
本人が知らない
- ▶ 日常生活に必要なお金を渡さない
- ▶ 本人の同意なしに資産や預貯金を処分・運用する
- ▶ 雇用主が工賃・給料を支払わない

サイン

- ・預金通帳や年金を家族・他人が管理し、借金返済や遊興費などに使っているように思える
- ・工賃・給料や年金などでお金があるにも関わらず、サービスの利用料や光熱費などの支払いが滞っている
- ・空腹の訴えが多く、食事を摂っていないように見える

国民の誰もが通報の義務があります。

沖縄市 障がい者虐待防止センター（沖縄市役所 障がい福祉課）

直通：098-939-7894（平日 8:30～17:15）

代表：098-939-1212 FAX：098-939-7739

E-mail：skenriyugo@city.okinawa.lg.jp

詳しくはP15をご覧ください。

